

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
(株)N J S 東京都新宿区富久町6-8
86-000001 代表者 村上 雅亮
(測量、建築、土木、地質、補償)
- 2 指名停止措置期間
平成28年3月24日～平成28年6月23日(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての測量及び建設コンサルタント等業務(下請けを含む)
- 4 事実概要
株式会社N J Sの社員2人は、千葉市が発注した下水処理施設の設備更新に関する設計業務の入札において、同市職員から予定価格について情報提供を受けたとして、平成28年1月7日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
更に、千葉市が発注した別の設計業務の入札においても同市職員から予定価格について情報提供を受けたとして、平成28年1月28日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕され、同容疑で新たに社員1名が逮捕された。
また、不正を隠すために書類を偽造したとして、同日、証拠隠滅罪で新たに役員1名が逮捕された。
更に、平成28年2月10日、元執行役員1名が公契約関係競売入札妨害により逮捕され、現執行役員が証拠隠滅容疑で逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
株式会社N J Sの元執行役員が、千葉市発注業務にて公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことは、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第9号ロに該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2第9号ロ

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 9 次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ <u>一般役員等</u>	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内 <u>1か月以上12か月以内</u>